



札幌市告示第5512号

平成30年7月豪雨による被災者に対する市税の申告等の期限の延長の期日を、
下記のとおり告示する。

平成30年10月18日

札幌市長 秋元 克広



記

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第9条第1項の規定に基づき、平成30年札幌市告示第3937号において別途札幌市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係る市税については、その期限が平成30年7月5日から平成30年11月26日までの間に到来するものについて、平成30年11月27日まで延長する。

指定地域	
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

※ 岡山県倉敷市真備町については、国税庁が期日を告示で定めた後、これに準じて告示により定める。